

特殊肥料の生産を開始した際の届出事項を変更する場合の手続き

宮城県農政部
みやぎ米推進課環境対策保全班

特殊肥料の生産を開始した際の届出事項を変更する場合に必要な書類については、次のとおりです。

	提出書類等	提出部数
<input type="checkbox"/>	特殊肥料生産業者届出事項変更届出書	2部 (正本・副本用)
<input type="checkbox"/>	届出者が <u>個人</u> の場合 次の①、②のいずれかを添付してください。 ①住民票の写し（最新のもの。写しの提出も可） ②運転免許証の写し（表・裏両面）	1部（※）
	届出者が <u>法人</u> の場合 次の①、②のいずれかを添付してください。 ①登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書） ※最新のもの。写しの提出も可。 ②定款の写し	

※ 届出者の住所、氏名（法人では、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を変更した場合に添付してください。

